

大阪広域水道企業団告示第7号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第19号）第2条の規定により、人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成25年11月29日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

## 大阪広域水道企業団人事行政の運営等の状況

### 1 任免及び職員数の状況

#### (1) 職員の総数

職員の条例上の定数と現在の職員数は、次のとおりです。

(各年4月1日現在)

	平成24年	平成25年
条例定数	480	480
職員数	458(1)	455(14)

(注1) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者等の大阪広域水道企業団職員定数条例(平成22年大阪広域水道企業団条例第3号)対象外の職員を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。

(注2) ( )内は、再任用短時間勤務職員の職員数であり、外数。

#### (2) 職員の採用及び退職の状況

新規採用及び退職の職員数は、次のとおりです。

新規採用 (平成24年度)	退職(平成24年度)				
	定年 退職	特別 退職	普通 退職	その他	合計
24	16	2	2	0	20

#### (3) 再任用職員の任用状況

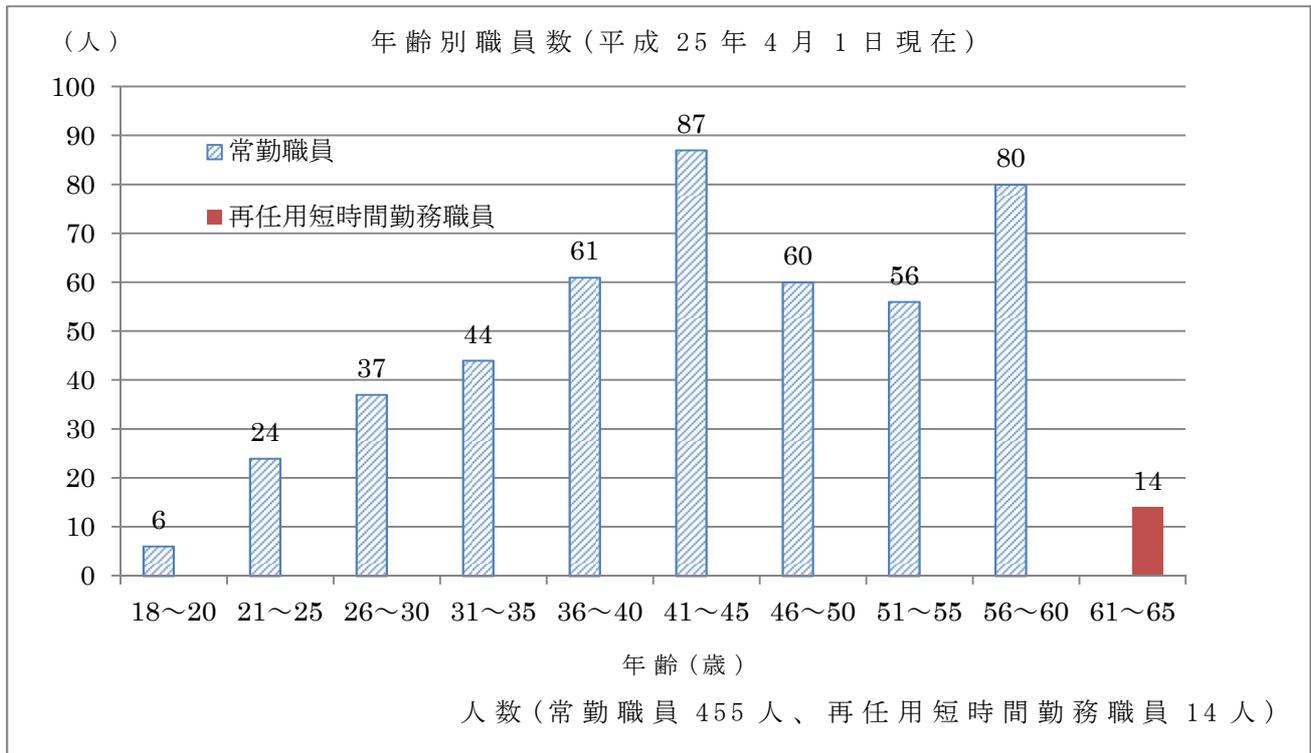
大阪広域水道企業団職員の再任用に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第10号)に基づき、定年退職者を再任用していますが、各年度の4月1日現在職員数、年度内採用者数及び退職者数は、次のとおりです。

		平成24年度	平成25年度
再任用職員数(4月1日現在)		1	14
採用者数	常時勤務	0	0
	短時間勤務	1	13
退職者数(年度内)		0	0

(注) 平成25年度退職者数については、平成25年11月1日現在。

(4) 年齢別職員数

職員の年齢別の総数は、次のとおりです。



(5) 級別職員数

職員の級別の総数は、次のとおりです。

(平成25年4月1日現在)

級	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1	主事又は技師	73	16.0
2	副主査	159	34.9
3	主査	144	31.7
4	課長補佐級	50	11.0
5	課長級(所属長以外)	10	2.2
6	課長級(所属長)	13	2.9
7	部長・副理事級	4	0.9
8	理事級	2	0.4
合計		455	100.0

(注1) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職務。

(注2) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者等を含み、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員等を除く。

(6) 昇任の状況

職員の昇任の総数は、次のとおりです。

(平成25年4月1日実績)

理事級	部長・副理事級	課長級	課長補佐級	主査級
0	0	3	8	10

(7) 採用試験の実施状況

平成24年度の職員採用試験の実施状況は、次のとおりです。

① 大学卒程度

区分	応募者数	受験者数	最終合格者数
行政	628	346	6
土木	54	27	4
設備	44	28	5
水質	56	31	5

② 高校卒程度

区分	応募者数	受験者数	最終合格者数
行政	30	19	3
土木	3	2	2
設備	7	5	3
水質	1	1	0

③ 職務経験者

区分		応募者数	受験者数	最終合格者数
行政	課長補佐級	34	28	4
	主査級	56	51	7
	主事級	77	67	5
土木	課長補佐級	6	6	1
	主査級	16	16	3
	技師級	17	15	3
設備	課長補佐級	4	3	0
	主査級	10	10	4
	技師級	19	18	3

最終合格者（新入職員合計）	58(51)
---------------	--------

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況

(平成24年度決算)

総費用 (A)	純損益	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B / A)
47,629,283千円	2,320,240千円	4,259,937千円	8.9%

### (2) 職員給与費の状況

(平成24年度決算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当 り給与費 (B / A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計(B)	
454人 (1)	1,747,093 千円	695,939 千円	760,934 千円	3,203,966 千円	7,057 千円

(注1) 職員数は、平成25年3月31日現在の給料支給人数で、( )  
内は、再任用短時間勤務職員数で内数。

(注2) 職員手当は、退職手当を除く。

### (3) 給与抑制の状況

具体的な取組内容は、次のとおりです。

抑制 項目	対象職名	抑制内容	期 間
給 料	理事級	14%減額	平成23年4月 ～ 平成26年3月
	理事級以外の管理職	11.5%減額	
	再任用以外の非管理職 (概ね50歳代)	9%減額	
	再任用以外の非管理職 (概ね40歳代)	7%減額	
	再任用以外の非管理職 (概ね30歳代)	5%減額	
	再任用以外の非管理職 (概ね20歳代)	3%減額	
	再任用の非管理職	5%減額	
管理職 手 当	課長級以上	5%減額	平成23年4月 ～ 平成26年3月

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況  
(平成25年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
43.5歳	309,204円	436,537円

(注1) 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当額等のすべての諸手当の額を合計したもの。

(注2) 再任用職員、特定任期付職員等は除く。

(5) 初任給の状況  
(平成25年4月1日)

区 分	初任給
大学卒	178,800円 (173,436円)
高校卒	144,500円 (140,165円)

(注) ( )内は給料カット後の額

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況  
(平成25年4月1日現在)

区 分	経験年数	経験年数	経験年数
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
大学卒	268,667円	314,121円	347,812円
高校卒	222,542円	266,960円	305,065円

(7) 職員の手当の状況

① 期末手当及び勤勉手当

支給実績(平成24年度決算)		760,934千円
1人当たり平均支給額(平成24年度決算)		1,676千円
(平成24年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.675月分 (0.325月分)
	1.375月分 (0.80月分)	0.675月分 (0.325月分)
計	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・ 役職加算 5～20%		
・ 管理職加算 10～25%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合。

② 退職手当（平成25年10月1日）

区分	自己都合	推奨・定年
勤続年数20年	20.445月分	25.55625月分
勤続年数25年	29.145月分	34.5825月分
勤続年数35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	勤続25年以上の定年前推奨退職者の退職年齢に応じ、退職手当額の2～20%を加算。	
支給実績 (平成24年度決算)	465,223千円	
1人当たり平均支給額 (平成24年度決算)	7,881千円	24,970千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額。なお、平成24年度においては、当該年度における支給割合による支給額から5%の減額を実施。

③ 地域手当（平成25年4月1日）

支給率	10%
支給実績(平成24年度決算)	197,279千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	435千円

④ 特殊勤務手当（平成25年4月1日）

支給実績(平成24年度決算)	7,415千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	60千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成24年度)	27.3%
手当の種類(手当数)	5

手当の名称	主な支給対象業務	手当額
危険現場作業手当	水管橋その他の別に定める施設における足場が不安定であり、かつ、転落の危険が特に著しい箇所において、調査、測量、検査又は工事の監督等の業務に従事したとき	日額220円
	地上又は水面上10メートル以上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う調査、測量、検査、工事の監督等の業務に従事したとき	日額220～320円
	交通を遮断することなく行う道路(一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。)における施設の維持修繕等の業務に従事したとき	日額300円
	掘削中のトンネル等の坑内(たて坑にあっては、深さが10メートル以上の箇所に限る。)において行う	日額560円

	調査、測量、検査又は工事の監督等の業務に従事したとき	
災害応急作業等手当	ア 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が、巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき	日額480 ～730円
	イ アの場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による勧告若しくは指示がされ又は警戒区域が設定されたときに、当該勧告若しくは指示に係る地域又は警戒区域内において災害応急対策の業務に従事したとき	日額 1,080円
有害物取扱手当	労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）に規定する有害物等を使用して行う検査又は試験の業務に1日につき2時間以上従事したとき	日額250円
用地交渉等手当	事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務に1日につき2時間以上従事したとき	日額650円 （深夜に行われた場合 日額975円）
夜間特殊業務等手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる施設の運転又は点検の業務に従事したとき	1回につき 1,100円
	正規の勤務時間以外の時間に緊急に呼出しを受けて、突発的に発生した事故を処理する業務に従事したとき	1回につき 1,240円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	217,122千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	508千円

⑥ その他の手当（平成25年4月1日）

手当名	内容及び支給単価等	平成24年度決算		
		支給実績（千円）	支給職員1人当たり平均支給年額（千円）	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の級及び職の区分に応じて定額を支給 【支給単価等】71,200～141,300円	26,916	1,077	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 【支給単価等】	69,443	245	
	配偶者			13,800円
	配偶者のない扶養親族1人			11,000円
	その他の扶養親族 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子			1人当たり 5,000円加算

住居手当	<p>住居を賃借し、家賃を支払っている職員に支給</p> <p>【支給単価等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃が月額23,000円以下の場合 →家賃－12,000円</li> <li>・家賃が月額23,000円を超える場合 →(家賃－23,000円)×1/2+11,000円 (支給限度額27,000円)</li> </ul>	26,539	302
通勤手当	<p>職員が通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担している場合及び自転車等により通勤している場合並びに両者を併用している場合に支給</p> <p>【支給単価等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関を利用し運賃等を負担している場合 →全額支給</li> <li>・自転車等を使用している場合 →距離に応じて支給2,000～24,500円</li> </ul>	89,772	199
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給単価等】</p> <p>月額23,000円(職員の住居と配偶者の住居(配偶者のない職員については子の住居)との間の交通距離が100km以上の職員については交通距離に応じて加算した額(6,000～45,000円))</p>	348	348
休日勤務手当	<p>国民の祝日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p> <p>【支給単価等】</p> <p>休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額</p>	38,850	719
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給</p> <p>【支給単価等】</p> <p>深夜勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額</p>	22,257	293
宿日直手当	<p>宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給</p> <p>【支給単価等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5時間以上 1回6,700円</li> <li>・5時間未満 1回3,350円</li> </ul>	0	0
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当が支給される職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は国民の祝日等に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価等】</p> <p>管理職手当の支給区分等に応じ、勤務1回につき8,000～12,000円。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は150/100を乗じて得た額</p>	0	0

( 8 ) 特別職の報酬

(平成24年度)

区分	報酬
企業長	月額 5,000円
議長	日額 15,000円
副議長	日額 14,000円
議員	日額 13,000円
監査委員	月額100,000円

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

( 1 ) 職員の勤務時間

	通常勤務	交替制勤務	
正規の勤務時間	週38時間45分	週平均38時間45分	
勤務時間の開始時刻	9:00	8:00	20:00
勤務時間の終了時刻	17:30	20:30	翌8:30
休憩時間	12:00～12:45	1時間(所属長が定める)	

( 2 ) 年次休暇の使用状況

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B / C	消化率 B / A
15,602.0日	6,412.0日	405人	15.8日	41.1%

(注1) 総付与日数は、平成24年1月1日現在において各職員に付与された日数を全対象職員にわたって合計したもの。

(注2) 総使用日数とは、全対象職員の取得した年次休暇の合計数

(注3) 全対象職員とは、平成24年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した職員で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業又は休職の事由がある職員及び派遣職員を除いたもの。

( 3 ) 休暇等の導入状況 (平成25年4月1日)

項目	付与日数
年次休暇	1年度につき20日
特別休暇	
交通の制限・遮断	必要と認める日又は時間
非常災害又は交通機関の事故等	必要と認める日又は時間
現住居滅失・破壊等	1週間以内で必要と認める期間
官公署への出頭	必要と認める日又は時間
公民権の行使	必要と認める日又は時間

非常災害又は交通機関の事故等における危険回避	必要と認める時間
骨髄提供	必要と認める日又は時間
服喪	7日(父母、配偶者、子)、3日(祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母)、1日(孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者)
結婚	5日以内で必要と認める期間
妻の出産	2日以内で必要と認める日又は時間
男性職員の育児	妻の産前産後8週間の期間内に5日以内で必要と認める日又は時間
出産	原則として、出産予定日8週(多胎16週)前から出産後8週間の期間内で必要とする期間
妊娠障害	2週間以内で必要と認める期間
妊娠等健康診査	4週に1回(妊娠23週まで)、2週に1回(妊娠24週から35週まで)、1週に1回(妊娠36週から出産まで)、1回(出産後1年まで)
妊娠通勤緩和	母子手帳交付後産前休暇取得までの間で1日につき1時間以内で必要と認める時間
育児時間	生後1年6月まで、1日2回(30分と1時間)
生理	1日につき2日以内で必要とする期間
子の看護	1年度につき5日(当該子を2人以上養育する職員にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間
短期介護休暇	1年度につき5日(当該被介護人が2人以上の場合にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間
夏期	7月1日から9月30日までの期間内に5日以内で必要と認める期間
障がいのある職員	最小限度必要と認める日又は時間
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の日又は時間
介護休暇	介護を必要とする1の継続する状態ごとに、180日の期間を限度として必要と認める日又は時間
就業禁止(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第68条に基づくもの)	最大連続90日(大阪広域水道企業団の休日に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第8号)第2条第1項に規定する企業団の休日を含む。)

年末年始の休み (休日)	12月29日から1月3日までの期間
-----------------	-------------------

(注1) 病気休暇を90日(大阪広域水道企業団の休日に関する条例第2条第1項に規定する企業団の休日を含む。)を超えて取得した場合は、その超えた日数の給料が半額となる。

(注2) 介護休暇を取得した時間は、無給となる。

(4) 育児休業等の利用状況(平成24年度)

① 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数

育児休業 取得者数	部分休 業取得 者数	育児短 時間勤 務取得 者数	平成24年度中に新たに育児休業等が取得可 能となった職員(育児休業等対象者数)		
			内、育児 休業取得 者数	内、部分 休業取得 者数	内、育児短時 間勤務取得 者数
0	0	1	20	0	0

② 育児短時間勤務の承認期間(平成24年度に新たに育児短時間勤務を取得した職員について)

3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	合計
0	0	0	0	0

(5) 介護休暇の取得状況(平成24年度)

介護 休暇 取得 者数	要介護者数(職員との続柄別)								
	計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分

平成24年度に、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の規定により行った分限処分は、次のとおりです。

免職	休職	降任	降給	計
0	1	0	0	1

(注) 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上。

(2) 懲戒処分

平成24年度に、地方公務員法第29条の規定により行った懲戒処分は、次のとおりです。

免職	停職	減給	戒告	計
0	0	0	0	0

(注) 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上。

5 服務の状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第35条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則で定める場合においては、限定的に当該義務を免除することがあります。平成24年度の件数は、325件です。

(2) 営利企業等の従事制限に関する許可等

職員は、地方公務員法第38条第1項の規定により営利企業等への従事が制限されていますが、企業長の許可を受けた場合においては、営利企業等に従事することが認められています。平成24年度の件数は、3件です。

6 職員の研修の状況

職員の研修実績は、次のとおりです。

(平成24年度)

区分	主な研修	受講者数 (延人数)
企業団研修	新入・転入職員研修、新入職員フォローアップ研修、人権研修、酸素欠乏危険作業特別教育研修、積算研修、維持管理実技研修、浄水場見学研修、防災研修、企業団技術研究発表会、水処理基礎研修、入札契約研修、監督職員研修、公営企業会計研修 等	872
所属研修	安全関係講習、研修報告会、危機管理活動訓練、行政対象暴力対策研修、事故対応研修 等	1,518
派遣研修	水質分析セミナー、水道工学研修、電食防止技術講習会、水資源現場見学、工法研究会、技術研究発表会、水道技術講習会 等	250

## 7 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績について評定が行われ、人材育成、人事管理、給与等に活用しています。

平成24年度人事評価制度の概要	
目的	職員の意識改革 勤務意欲の向上 職員の資質・能力の向上
評価方法	実績、能力、取組姿勢の3つの観点から5段階評価を行っており、1次評価者及び2次評価者による複数評価です。
評価期間	年度単位(平成24年4月1日～平成25年3月31日)
対象者	原則、臨時的任用職員、派遣職員等を除く一般職の職員
評価結果の活用	人材育成(各種研修等)、人事管理(異動・昇任等)、給与(勤勉手当等)等に活用

## 8 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康管理の実施状況

生活習慣病、結核、職業病等の健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施しました。

(平成24年度)

健康診断名		回数	受診者数 (人)	
一般定期健康診断		1	293	
特別健康診断	特定化学物質等取扱業務従事職員特別健康診断	1	15	
		2	13	
	有機溶剤業務従事職員特別健康診断	1	19	
		2	21	
V D T 作業従事職員特別健康診断		1	26	
その他	胃集団検診：40歳以上の者	1	110	
	女性検診	子宮：20歳以上の偶数年齢の希望者	1	5
		乳房：35歳以上の偶数年齢の希望者	1	1
大腸検診：40歳以上の希望者		1	17	

### (2) 人間ドックの実施(実施主体：大阪府市町村職員共済組合等) 平成24年度受診者数 225人

(3) 公務災害等認定件数

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対しては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づき、療養補償、休業補償等の各種補償が行われます。

区 分	平成24年度件数
公務災害	6件
通勤災害	1件